○厚生労働省告示第三百三十六号

昭和三十年厚生省告示第二百八十五号は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○厚生労働省告示第三百三十七号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）を実施するため、厚生労働科学研究費補助金取扱規程（平成十年厚生省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年八月一日以後に同規程第七条第一項から第三項までの規定に基づき研究計画書を提出する研究課題及び同日以後に交付する同規程第二条第三項に規定する推進事業（以下「推進事業」という。）に対する補助金から適用する。ただし、同日前に同規程第七条第一項から第三項までの規定に基づき研究計画書を提出した研究課題及び同日前に交付した推進事業に対する補助金については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第十二条第一項第十号中「機械器具」を「機械、器具及びその他の財産（次号において「機械器具等」という。）」に、「30万円（法人にあっては50万円）」を「50万円」に改め、「第255号」の次に「。以下「令」という。」を加える。

第十二条第一項第十一号中「機械器具」を「機械器具等」に改める。

第十二条第一項第十二号中「図らなければならないこと。」の次に「なお、耐用年数1年以上かつ取得価格10万円以上のものは備品として、耐用年数1年以上かつ取得価格50万円以上のものは資産として管理すること。」を加える。

第十四条第二項中「当該事業の完了後5年間保存しておかなければならない」を「補助金の額の確定の日（第12条第1項第9号（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により、当該事業の中止又は廃止について厚生労働大臣の承認を受けた場合には、当該承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、研究事業若しくは推進事業により取得し、又は効用の増加した価格が50万円以上の財産がある場合は、当該期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日又は令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保存しておかなければならない」に改める。

第十六条第1項中「経過した日）」の次に「又は当該事業の終了後61日が経過する日のいずれか早い日」を加える。

○厚生労働省告示第三百三十八号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき、平成二十七年八月一日以後の同条第五項に規定する自動変更対象額を次のとおりとし、平成二十三年厚生労働省告示第二百六十二号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）、平成二十四年厚生労働省告示第四百六十八号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）、平成二十五年厚生労働省告示第二百六十二号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）及び平成二十六年厚生労働省告示第三百五号（雇用対策法施行規則第一条の四第五項及び第六項の規定に基づき同条第五項に規定する自動変更対象額を変更する件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。

ただし、同日以前の就職促進手当の日額の算定については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

一　雇用対策法施行規則第一条の四第三項に規定する賃金日額の最低額　四千六百円

二　雇用対策法施行規則第一条の四第三項の規定による就職促進手当の日額の算定に当たって、百分の八十から百分の五十までの範囲の率を乗ずる賃金日額の範囲となる額であって、同条第五項及び第六項の規定による変更後の額　四千六百円以上一万千六百六十円以下の額

○厚生労働省告示第三百三十九号

雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）第一条の四第八項の規定に基づき、平成二十七年八月一日以後の同条第七項に規定する控除額を千二百八十七円に変更し、平成二十三年厚生労働省告示第二百六十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）、平成二十四年厚生労働省告示第四百六十九号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）、平成二十五年厚生労働省告示第二百六十三号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）及び平成二十六年厚生労働省告示第三百六号（雇用対策法施行規則第一条の四第八項の規定に基づき同条第七項に規定する控除額を変更する件）は、平成二十七年七月三十一日限り廃止する。ただし、同日以前に得た収入に係る控除額については、なお従前の例による。

平成二十七年七月三十一日　厚生労働大臣　塩崎　恭久

○農林水産省告示第千九百二号

平成十八年三月三十一日農林水産省告示第五百五号（みなみまぐろの年間の漁獲量の限度の割当ての基準を定める件）第二号の規定に基づき、平成二十七年二月二十六日農林水産省告示第四百二十九号（平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間のみなみまぐろの漁獲量の限度の合計の上限を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年七月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

「四千七百三十七トン」を「四千八百八十八トン」に改める。

○農林水産省告示第千九百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県大仙市円行寺字新堤沢一五の二、一六の一、字奥ノ沢一八の一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、関係書類を秋田県庁及び大仙市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三十一日　農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

秋田県仙北市田沢湖潟字石倉沢一

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字石倉沢一（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千九百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年七月三十一日　農林水産大臣　林　芳正